

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和6年度 さっぽろ圏 e 旅ギフト運営業務
発 注 課	まちづくり政策局政策企画部企画課広域連携担当
選 定 事 業 者	公益社団法人北海道観光振興機構
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、「さっぽろ圏 e 旅ギフト」の運営業務である。さっぽろ圏 e 旅ギフトとは、ふるさと納税の制度を活用し、寄附者に対して参画自治体の加盟店で使用することができるデジタルチケットを発行するものであり、圏域で連携して実施することで周遊促進や地域経済の活性化等が期待できる。また、ふるさと納税の制度を活用するものであるため、寄附の獲得が増えれば、本市財政にとっても有益である。</p> <p>「さっぽろ圏 e 旅ギフト」の圏域市町村での導入については、別添参考1のとおり公益社団法人北海道観光振興機構から提案があり、令和5年10月24日付まちづくり政策局長決裁により本市の参画について決定したところである。また、本市の他、小樽市、岩見沢市、江別市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町、長沼町も参画を決定している。圏域で導入するためには、参画市町村の加盟店で共通して使用できるデジタルチケットを発行するが必要であるが、同機構がそのポータルサイトを構築しており、運用開始後も同機構以外が運営に携わることは不可能である。なお、現時点で、さっぽろ圏について同様のポータルサイト構築等を行っている事業者はいない。</p> <p>また、同機構は、北海道の観光振興推進の中核を担うことを目的に設立された団体であり、市町村の観光産業とのつながりが深い。さらに、蓄積されたデータにより観光客のニーズを捉えた加盟店開拓が可能であり、多様なコンテンツによるPRも期待できる。北海道の観光産業について、同機構と同等の実績と知見を備え、加盟店開拓とPRにより寄附者獲得を行える事業者は他にいない。</p> <p>以上の理由から、公益社団法人北海道観光振興機構を契約の相手方と特定する。</p>	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和6年3月18日